

女川町告示第1号

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月9日

女川町長 須田善明

1 入札に付する工事

- (1) 工事名 女川町地方卸売市場南荷捌場増築工事
- (2) 施工場所 女川町市場通り60番地外
- (3) 工事概要 南荷捌場
- 構造：鉄骨造
- 階数：地上平家建て
- 建築面積：837.87㎡
- 延べ面積：757.62㎡
- 渡り廊下
- 構造：鉄骨造
- 階数：地上平家建て
- 建築面積：142.02㎡
- 延べ面積：142.02㎡
- 建築工事 一式
- 電気設備工事 一式
- 機械設備工事 一式
- 外構工事 一式
- (4) 工期 本契約日の翌日から令和7年12月26日まで
- (5) 予定価格 公表しない。（事後公表）
- (6) 最低制限価格 以下の算式により算出された金額とする。
- 直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9
- ＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.55

※ただし、最低制限価格が予定価格の75%未満だった場合は、予定価格の75%とし、予定価格の92%超過だった場合は、予定価格の92%とする。

- (7) 支払条件 前払及び部分払（前払金の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の4以内の額。部分払は、工期中1回。）
- (8) 契約締結 落札から7日以内に仮契約を締結し、本契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年女川町条例第10号）の規定により町議会の議決を得た日とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号。以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づく令和5・6年度建設工事入札参加資格承認を受けている業者で、下記の要件を満たすこと。

(1) 事業所の所在地に関する条件

東松島市、石巻市、女川町のいずれかに契約権のある本社（店）又は営業所等（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもの。）を有すること。

(2) 経営事項審査結果に関する条件

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する「建築工事」の総合評定値が700点以上かつ一級技術者が3人以上所属していること。

(3) 施工実績に関する条件

平成26年度以降に、国または地方公共団体が発注した建築工事一式で、新築、改築又は増築工事を元請として施工した実績を有すること。

(4) 配置技術者に関する条件

主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、その主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準をすべて満たし、現場代理人にあっては、次に掲げるイの基準を満たした者を本工事に配置することができること。

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 所属業者から入札の申込があった日以前に同業者と3か月以上の雇用関係にあること。

(5) 女川町から建設工事有資格業者に対する指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

(7) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。

- ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者）が暴力団である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者。
- イ 入札に参加しようとする者又はその役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていると認められる者。
- ウ 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められる者。

3 入札手続等

(1) 入札担当課

担当課名：女川町産業振興課

電話番号：0225 - 54 - 3131（内線672）

郵便番号：986 - 2265

住所：宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
女川町役場庁舎2階

電子メール：ichiba@town.onagawa.lg.jp

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおり女川町公式ウェブサイトで行う。（窓口での交付は行わないので注意すること。）

(3) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア 閲覧の期間及び場所は、5の表に示すとおり電子メールで行う。（窓口での交付は行わないので注意すること。）

イ 設計図書等に対する質問について

(ア) 設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書に質疑事項を記入の上、電子メールに添付し、5の表に示す期間内に提出することができる。

(イ) 質疑事項に対する回答は、5の表に示す期間に女川町公式ウェブサイトで見覧に供する。

(4) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限及び方法

提出期限は令和7年2月14日（金）、提出方法は郵送（配達証明付書留郵便）とし、詳細は6の（1）に記載のとおりとする。

イ 場所

（1）と同じ。

(5) 開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年2月17日（月）午前11時

イ 場所

牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町生涯学習センター研修室

4 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類（アについては、3の（2）により配布する様式による。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号） 1部

イ 特定建設業又は一般建設業の許可書の写し 1部

ウ 配置予定技術者に関する調書（様式第3号） 1部

エ 配置予定技術者届 1部

オ 委任状 1部

カ 所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した所定の返信用封筒 1部

キ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの） 1部

ク 女川町から連絡する際の窓口となる申請者社員の名刺 1部

ケ 平成26年度以降に、国または地方公共団体が発注した建築工事一式で、新築、改築又は増築工事を元請として施工した実績が確認できる書類 1部

(2) 入札参加書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

郵送（配達証明付郵便）に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

イ 提出期限及び場所

5の表に示すとおりとする。

- (3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す期日に窓口となる申請者社員あてに電子メールで通知する。
- (4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由を書面により問い合わせることができる。
- (5) (4)の問合せを行う場合は、その旨を記載した書面を入札担当課に提出すること。

5 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請書類 交付	令和7年1月10日（金）から 令和7年1月31日（金）まで	女川町公式ウェブサイト
設計図書の閲覧	令和7年1月10日（金）から 令和7年1月31日（金）まで	電子メールにより実施※1
質疑の受付	令和7年1月10日（金）から 令和7年1月24日（金）まで ※2	電子メールにより実施※1
回答書の閲覧	令和7年1月28日（火）から 令和7年2月6日（木）まで	女川町公式ウェブサイト
入札参加申請書類 提出	令和7年2月6日（木）まで 配達証明付郵便必着	女川町産業振興課
入札参加資格通知	令和7年2月12日（水）	電子メールにより通知
入札書受付締切	令和7年2月14日（金）まで 配達証明付郵便必着	女川町産業振興課
開札	令和7年2月17日（月） 午前11時	宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1 番地1 女川町生涯学習センター研修室

(※1) 電子メール以外（窓口、電話、ファクシミリ等）の受付は行わないので、注意すること。

(※2) 上記の期間中のうち質疑の受付については、表に示す期間内の午前9時から午後4時までとする

6 入札方法等

(1) 入札書の提出

ア 入札書の提出期限は令和7年2月14日（金）とする。

イ 入札書の提出方法は郵送とする。この場合は、二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、入札参加者の名称及び入札に係る工事名及び開札日を表記し、外封筒には入札書在中の旨及び開札日を朱書きし、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達するように郵送すること。なお、封筒の大きさについては、任意とする。

ウ 郵送以外の入札書の提出は認めない。

(2) 開札の日時及び場所は3の(5)に示すとおりとする。なお、入札者又はその代理人（代理人の場合は委任状を提出のこと。）は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会わない場合は、失格とする。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。再度入札回数は原則1回であるが、入札執行者が認めた場合は、この限りでない。

(5) 最低制限価格を下回る入札をしたものは、失格となり、再度の入札に参加することができない。

7 入札保証金

免除とする。

8 工事費内訳書の提示について

(1) 入札に際し、1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、閲覧した仕様書を使用することを原則とするが、自社の様式を使用する場合には、必ず項目（工事区分、工種、名称、数量、単位等）は閲覧した仕様書と同様のものを記載すること。

- (3) 工事費内訳書は、6の(1)の入札書を提出する中封筒に同封して郵送すること。
- (4) 工事費内訳書は、返戻しない。

9 入札の無効

- (1) 規則第4条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかとなるとき。
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。
- (6) 契約締結後において、上記（1）から（5）により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、女川町建設工事執行規則及び女川町建設工事競争入札参加心得（平成15年女川町訓令甲第28号。以下「競争入札参加心得」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 落札者は、入札参加申請時の「配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）」に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- (3) 落札者は、消費税法に規定する課税事業者であるか免税事業者であるかを契約書作成前に届け出ること。
- (4) この工事のうち設計図書等において指定した部分を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (5) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者は、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (6) 女川町建設工事執行規則及び競争入札参加心得については、女川町公式ウェブサイト又は女川町産業振興課において閲覧できる。
- (7) 本工事は、別途町が発注する女川町地方卸売市場仮設荷捌場解体工事の契約状況によって、工期を変更する場合がある。
- (8) 本工事は、週休2日工事（現場閉所型）の対象である。
- (9) 本工事の施工に際し下請発注する場合は、町内業者を優先して活用するよう努めること。
- (10) 本工事の施工に必要な建設資材、建設機械を購入または借入れする場合は、町内業者を優先して活用するよう努めること。